同意書

高額療養費の償還申請についての同意事項

以下の同意事項を確認頂き、✔をつけて、日付・氏名をご記入ください。
※同意頂けない場合は、申請対象医療機関の全ての領収書が必要となります。

□ 領収書、もしくは、診療報酬明細書（レセプト）の一部負担金に基づき、支払い金額を申請します。

□ 高額療養費の支給事務に必要な場合、市役所が医療機関等へ一部負担金を確認することを了承します。

□ 高額療養費の支給申請簡素化を希望します。

今後、高額療養費に該当した場合、本申請書の内容を基に支給します。支給申請は不要となります。

（ただし、世帯構成などに変更があった場合はその限りではありません。）

□ 申請書に記載されている医療機関等への支払いは、全て支払済みです。

※支払いが完了していない医療機関等がある場合は、✔をつけずに、以下に未払い医療機関名をご記入ください。

・
・
・

年　　月　　日

久留米市長様

世帯主氏名　　**申請者氏名(申請者と世帯主が異なる場合のみ)**

世帯主との続柄　【　　】

電　話　番　号　【　　－　　－　　】

高額療養費払戻しについてのご案内

- 高額療養費の払戻しは、保険医療機関から提出される診療報酬明細書に基づいて一部負担金を計算し、自己負担限度額を超えた分を支給いたします。診療報酬明細書の審査等により、実際に窓口で支払われた金額と一部負担額が異なる場合や、高額療養費の返還請求が生じる場合があります。
- 高額療養費の計算対象に、高額療養費支払資金貸付制度や公費医療制度を利用した医療機関での支払いが含まれる場合、申請書の控えに記載された金額と、実際の支給金額を算出する際の金額が異なる場合がございますのでご了承ください。
- 支給計算の基礎となる診療報酬明細書は、受診の翌々月以降に市へ送付されます。払戻しは早くても市へ到着した翌月となりますが、診療報酬明細書の訂正などの理由により到着が遅れますと、払戻しが大幅に遅れることがございます。
- 高額療養費の計算対象とする診療は、申請書に記載されている診療のみとなります。受診されているのに、申請書に記載が無い診療がある場合は、領収書を持参頂き、申し出てください。申請後に、未記載の受診分に気づかれた場合は、追加申請を行うことで、別途支給を行うことができます。
- 支給が決定いたしましたら、「高額療養費支給決定通知」を発送いたします。なお、保険料の未納がある方で、必要と判断された場合には納付相談のご案内をする場合がありますのでご了承ください。

久留米市健康福祉部健康保険課 給付チーム　TEL:0942-30-9029　FAX:0942-30-9751
※高額療養費の支給等についてのお問い合わせは、お手元にこの控えをご用意ください。